

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

高齢化率 26.67%の地域ケアプラザエリアで 2025 年に更に高齢化が進む時に、情^{ころ}を生かす福祉・保健のまちとなるように支援します。

具体的な取組内容としては、次のとおりです。

- 「幸福！満腹！声かけ！太田地区」と「心ふれあうまちづくり」をそれぞれ目標としている 2 連合地区と共に孤立しない仕組みや、現状のサロン運営に協力し、元気でいきいき暮らせる支援に取り組みます。
- 地域ケアプラザの立地が坂の上となっているため、地域ケアプラザへの来訪が難しいことも多く電話で一報を頂いた後に職員が訪問をすることがあります。
そのため、的確に相談内容を聴き取り迅速かつ丁寧に対応します。
- どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、サロンや食事会等に参加して、機会があるごとに広報します。
- 介護サービスの最新情報はもちろん、地域のインフォーマルサービスの情報を収集し、高齢者に限らず、子育て・障害に対しても、地域の相談窓口として支援を必要とする方に情報提供します。
- 自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等、既存の団体と協働して様々なネットワークを構築します。
- サービス事業者や医療機関、専門機関とのネットワークづくりに努め、連携して支援が行き届くようにします。
- ボランティアを行うきっかけになる様に、育成講座を開き、その後の活動の場を提供します。
- 地域の担い手不足を解消できるように、担い手発掘を心掛け、様々な場面できっかけづくりを行います。
- 福祉避難場所の運営がスムーズに出来るように、日ごろから職員全員が机上訓練を行い、いざという時に地域支援の一助になる事業所として準備を行います。
- 土砂災害避難場所として、区役所より要請があった場合は迅速に場所の提供準備を行います。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

地域の特色

- 桜で有名な「大岡川プロムナードの桜並木」がエリアの南部にあり、毎年多くの方がお花見に来られてにぎわいます。地域ケアプラザの近くに「清水ヶ丘公園」があり緑も豊かです。横浜市中部地域療育センターや、男女共同参画センター横浜南（フォーラム南太田）、南地区センター・南寿荘等もあり施設も充実しています。
- 隣接した県立横浜清陵高校やエリア内には市立横浜商業高校があり太田小学校・南太田小学校・関東学院小学校・中学校高等学校と学校が多いエリアです。
- マンション等の新規住宅が増えていくなかで、子育てに関連するニーズも年々高まりをみせている状況であり、子育て関連の事業においては、毎回多くの参加者がみられています。
- 地域行事等において、若い世代が活躍する場面がみられるようになってきています。
- 「ドンドン商店街」もあり、現在では数カ所の空き店舗が散見されますが、古くからの住民も多く、お互い様の近所づきあいもある人情あふれた温かい街です。

地域の課題

- 地域のサロンや食事会に参加し介護予防事業を行う場があるが、担い手が高齢になってきているため、新たな担い手を発掘することが重要となっています。
- 空き店舗・空き家も多く防犯面での気遣いを地域住民が行っています。
- 昔からの関係で、ご近所同士助け合いを行いつつも、在宅生活をするのが困難になった状態で支援に気付くこともあります。
- 山坂が多く、交通手段が少なく、買い物や通院が困難であり、閉じこもり傾向になってしまう高齢者も多く見受けられます。

将来像

- 地域活動をする新たな担い手による地域支援ができる。
- 1人が多くの役割をして大変にならないように、多くの担い手が地域を支えていける。
- 助け合いの気持ちを大切に昔からの関係性の中で、地域ケアプラザが地域の皆様に知られており、気軽に相談できることで、迅速に困難が軽減されることを理解して頂ける。
- 民生委員児童委員と共に情報を共有してネットワークづくりに努め連携することで、民生委員児童委員が活動しやすい環境が構築されている。
- 障害者団体連絡会と連携して、エリアの問題を把握して、支援していくことができる。
- 「あってよかった地域ケアプラザ」と思ってもらえるようになっている。

具体的な取組

- 各単位自治会町内会のエリアを把握していき、地域ケアプラザまつり、子育てサロン、講座等で地域の担い手になるためのきっかけづくりや、声掛けを行い、担い手候補の情報収集もしていきます。
- 自治会町内会の会合等に参加して、気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、機会があるごとに広報します。
- 民生委員・児童委員協議会の定例会等に参加し、ネットワークづくりに努め、顔の見える関係を継続していきます。
- 障害者団体連絡会と顔の見える関係を構築して相互理解を図り、情報を共有することにより、誰もが住みやすい町づくりを進めています。
- 福祉保健の拠点として、地域の方々と共に「つながりの大切さ」「地域での見守りのネットワーク」を幾重にもひろげていけるよう、支援していきます。
- 毎年近隣の横浜清陵高校との合同避難訓練を行い災害時は「高校生が協力者」として活動できる様にと取組を行っています。
- 地域ケアプラザは災害時の福祉避難場所として、南区役所と協定を結んでいます。法人全体で事業継続計画（BCP）を策定しており、大規模災害発生時も可能な限り対応していきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

南区社会福祉協議会との連携

- 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会などを通し、連携を行います。
- 地域支援チーム連絡会での課題抽出や具体的な取組について情報共有していきます。
- ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取っていきます。
- 地域福祉権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携・支援します。

医療関係者との連携

- 協力医の来所時に、地域包括支援センターが医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、地域の事業者が発信する架け橋になることで、より質の高いサービス提供に活かします。
- ケアマネジャーの勉強会（カフェ）に協力医と話ができる場を設け、忌憚なく意見交換をして連携することで、医療と福祉が連携できるようにします。
- 担当地域の医療機関等に接点を持ち、ケアマネジャーが連携しやすい時間帯・方法などの情報を収集することで、縦割りではなく、切れ目のないケアを構築できるように支援します。
- 南区医師会主催等による専門職も参加した勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）

へ積極的に参加しながら、情報の共有を図っています。

- 災害時の医療機関チームの動向を理解して不測の事態があった場合の福祉避難所の対応がスムーズに行く様に日頃から連携をしていきます。

他機関との連携

- 作業所や障害者支援関係団体等と意見交換が出来る場所を設け連携することで、講演・講座を共催していきます。
- 障害者支援を行うために、障害者団体連合会と連携をして活動の機会や場を作ることで貢献していきます。
- 地域ケア会議を主催し、多くの専門職（医師会や歯科医師会、薬剤師会など医療関係団体）・地域の商業施設事業者とともに、地域における課題を整理し、解決方法を検討して、地域支援に活かします。
- 学校、近隣の保育園等と情報交換や共有、事業、福祉教育、防災訓練などを通して、連携を深めていきます。

地域団体との連携

- 各地区の連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っていきます。
- 民生委員児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図っていきます。
- 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化しています。
- 消防協力事業所として、日中担い手不足の中で少しでも安心して頂ける様に活動します。

他の地域ケアプラザとの連携

- 南区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めていきます。
- 区域の地域ケアプラザと協力し、地域福祉保健計画の推進に努めます。
- 区域での同職種間合同会議を行い、地域の状況はそれぞれの地域ケアプラザで異なりますが、各事業所の事例や発想等を業務に活かします。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

- 中部地域療育センターとの連携は月1回の連携会議を行い、建物管理（修繕・清掃）・運営に関する情報共有や、今後の課題抽出・解決手段等の内容でお互いの見解の相違がないようにして

います。

- ▶ 通園・通院と施設内での役割がある中で、共有部分は時間を譲り合い、高齢者と幼児のニーズに合った体制でスケジュール調整をしています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

基本理念

お客様の満足

- ・ お客様のご満足を第一に「お客様の生活、お客様が必要とされること、お客様の気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客様への迅速な対応、約束の遵守、適切な電話対応・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

人を大切にし 共に育ちあう企業風土

- ・ 職員一人ひとりが「人」として、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す風土をつくります。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる法人を目指します。

公正で透明感のある企業倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客様からのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、平成 27 年に中期経営計画（平成 27 年度～令和元年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、次期計画は、現在策定中です。

基本方針

- ▶ 基本理念に基づいたお客様一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- ▶ 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指しています。
- ▶ 在宅サービスでは、住み慣れた地域で安心して生活していただけるように、地域におけるご相談の窓口として地域ケアプラザの地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の設置、そして、訪問介護や通所介護、地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）、福祉用具貸与・販売、また、医療対応が必要なお客様の対応として、訪問看護事業を実施しており、お客様のニーズにお応えする多様なサービス提供ができる体制の整備を図っています。
- ▶ 施設サービスでは、特別養護老人ホームとして神奈川県下最大のベッド数である大型規模の老

人ホームや養護老人ホームの運営、喀痰吸引等医療依存度の高い方の積極的受け入れや嚥下シヨートステイ等、高い介護技術の提供ができるよう職員教育に力を注いでいます。

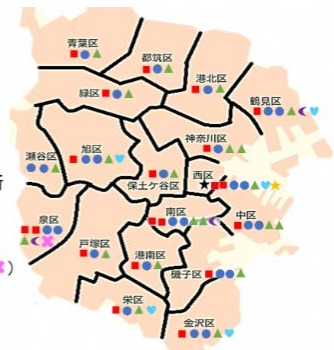
- 職員こそが財産であり、「人財」と考えた育成をします。
福祉専門職集団であることを自負し、徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでまいります。
- 職員の心身の健康増進に努めています。
平成30年9月に「健康経営宣言」を行い、平成31年4月より「横浜健康経営認証クラスA」の承認を受けました。
- 健全で安定した経営を行います。
理事会を中心としたガバナンスを基にした経営を実行します。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



3 業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和59年12月に財団法人横浜市ホームヘルプ協会として設立され、35年間にわたり、ホームヘルプサービス（訪問介護事業）のパイオニアとして歩むとともに、地域ケアプラザや老人ホームの運営など総合的な福祉の担い手として、幅広い福祉サービスの提供に取り組んでいます。

- ① 本部(★)
- ② 地域ケアプラザ(■) 20館
- ③ 訪問介護事務所(●)
- ④ 居宅介護支援事業所(▲) 21事業所
- ⑤ 老人ホーム(◁) 3館
- ④ 訪問看護(♥) 5事業所
- ⑥ 福祉用具事業所(★)
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護(✳)



事業内容は訪問介護事業（27事業所）・訪問看護事業（5事業所）の他、地域ケアプラザ（20館）や特別養護老人ホーム（3館）の運営、小規模多機能型居宅介護（1事業所）、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業、福祉用具貸与・販売事業など、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、質の高いサービス提供に努め、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に地域の皆様とともに、様々な課題解決に取り組んでまいりました。

また、法人の基本の理念に基づき、様々な取組を行ってまいりました。

例を挙げると、横浜市に根差した社会福祉法人として、市民の皆様への認知症等の専門家による公開講座の開催や、市内の介護事業者等への介護技術講座や研修など、他に先駆けた社会貢献事業にも力をいれてきました。

<研修例>



令和元年度一般公開講座
「地球の今と災害対策」



介護技術研修の様子



介護職員初任者研修の様子

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況

- 理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。
- 毎月顧問会計事務所による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。
- 監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

法人税等の滞納の有無

- 社会福祉法人のため法人税は原則非課税で、消費税については顧問会計事務所の指導を受け適正額を納付しています。なお、平成30年度分の消費税納税額は1,186万円です。

財政状況の健全性

- 平成30年度の収入総額は、129億余円でした。
- 制度融資以外の有利子負債は平成19年度に完済しており、現在の借入金は特別養護老人ホーム建設資金と法人本部ビルの購入資金の一部（テナント部分相当分）のみで、計画に基づき返済しています。
- 平成30年度決算は、総資本回転率1.22回、流動比率221.5%、当座比率221.3%であり、財政状況は健全な状況です。

安定した経営基盤

- 安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。
- 経営の安定化や将来の新規事業展開等に備え、平成30年度は事業資金積立金2億円、経営安定化基金3億8千万円の積み立てを行っており、今後も計画的な積立を継続していきます。
- 財政面以外でも、35年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

- 地域ケアプラザの各事業において、お客様に満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。当法人では安定したサービスを提供していくために、「人材育成ビジョン」および「人材育成計画（アクションプラン）」に基づき、職員の確保と質の向上に向けて真摯に対応していきます。

- 職員の確保には、身分保障や資格取得、給与の面などキャリアパスを明確にし、職員の努力と熱意に応える体制としています。職員に多くの職種の体験や経験を積ませるなど、深みのある人材育成を行っています。

身分保障と待遇

- 職員の経験年数に応じて待遇が向上するシステムの導入や管理職試験による公平な人材登用などにより、勤労意欲の向上に繋がっています。また、法人内に職員の相談窓口を設置し改善を図るなど、誰もが働きやすい職場の雰囲気作りに力を入れています。
- 新採用者のために、当法人では採用前からのインターンシップ、独自の研修システムや育成プログラムをきめ細かく確立させています。



人員配置基準の遵守

- 当法人では計画的な人材採用や定期的な人事異動を行い、事業運営に支障がないように基準を遵守して、人員を配置しています。
- 地域ケアプラザにおいては、より安定した運営のため、独自に事務職員を配置しています。
- 有資格者配置においては、法人のスケールメリットを活かし、他部署等で経験を積んだ有資格者等を適切に配置しています。

専門職や経験者配置の工夫

- 地域の様々な相談や問い合わせ等に適切に対応できるよう、地域福祉保健・地域医療の経験者を配置し、信頼と安心を得ています。
- 地域活動交流・生活支援コーディネーターの配置においては、法人として、介護・福祉資格を一定程度有している職員を地域との関係性を重視し、配置しています。また、専門職の専門性の追求と習得については、スケールメリットを活かし、20館の地域ケアプラザの職種別の専門職会議を行い、専門性を磨いています。

＜専門性を活かした取組例＞



スケールメリットを活かし、区を越え、法人内 20 館協働で子育て支援事業開催



オリジナル介護予防体操 DVD 製作。貸し出ししています。



生活支援コーディネーター事例集の作成

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

- ▶ 地域ケアプラザを利用されるお客様に常に満足していただけるサービス内容にしていくためには、福祉専門職としての能力向上と専門的資格取得が重要と考えます。そのために日常的なOJT体制を重視しています。
- ▶ 新人教育はもちろん、採用年次による定期的な研修やフォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに接遇にも力を入れ、お客様への質の高いサービス提供を行います。
- ▶ 法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。平成30年度の研修実績は、総実施件数45回（延べ実施回数100回）、延べ参加職員数は、2,985名となっています。
- ▶ その他、正規職員・パートともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など法人の研修センター主催による研修もあり、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

<研修センター研修実施状況>

<実施回数>

	階層別 研修	課題別 研修	職種別 研修	資格取得 研修	合計	公開 講座	合計
H29	30	17	46	6	99	1	100
H30	33	21	33	12	99	1	100

<受講者数>

	階層別 研修	課題別 研修	職種別 研修	資格取得 研修	合計	公開 講座	合計
H29	616	778	1,416	175	2,985	285	3,270
H30	750	830	1,182	193	2,955	150	3,105

※ 事業所ごとの職場研修(H30):1,070回/受講者数(延べ)13,938人
(H29):1,144回/受講者数(延べ)14,660人

(上) 当法人研修センター主催研修実績



(上) 採用時研修



(右) 介護福祉士実務者研修の様子

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

- ▶ 地域ケアプラザは高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。
- ▶ 合築施設では館内他施設の管理者とも施設長会議等で協議し、地域の皆様に快適・安全に利用していただけるような施設・設備の保守管理に努めています。なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図ります。

保守点検

- 設備総合巡視、空調設備、消防設備、自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行います。

施設清掃・整頓

- 施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。
- 車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮します。

衛生管理

- 建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全対応します。
- 館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客様に対しての呼びかけもポスター等で行います。
さらに感染症発生時にも職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行います。
- 衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めます。

緑化の管理

- 中庭空きスペースの植栽や、菜園等により緑化の推進に努めます。

改善・改修

- 定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客様が安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行います。
- 建物の老朽化に伴う改修については、合築施設と各所管課との協議を行い適切に対応します。

ウェブアクセシビリティ方針について

- 横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAAに準拠し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

事故防止・防犯防災体制

- 緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行い屋外駐車スペースにはチェーンをかけています。
- 近隣住民の防犯を考え、夜間は街灯の代わりになる様に、掲示板・案内版は点灯をしています。

事故・急病への対応

1 日常点検と対応準備

- 設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施しています。
- 緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行っています。

2 再発防止のための対策

- 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行っています。
- 対策を検討し、改善等を実施した後、横浜市・南区・法人本部へ報告しています。
- ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行っています。
- ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行っています。
- 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、同一事故が無いように、事故発生防止に努めています。

(3) 災害に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時の対応

1 マニュアル策定と訓練

- 地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。
- 年2回、消防との避難訓練を行う際には、貸室利用の皆様も参加していただき、職員が適切な

対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

- 年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

2 災害時の近隣との協力体制

- 各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、地域防災拠点での流れや動きを理解して、地域との連携・協力体制を整えています。
- 毎年近隣の横浜清陵高校との合同避難訓練を行い災害時は「高校生が協力者」として活動できる様に車いす介助の訓練も取り入れながら、訓練を行っています。
- 当法人では平成18年1月に横浜市と災害時相互援助協定を締結しており、災害ボランティアヘルパーとして援助可能なボランティアを有しています。

3 福祉避難所の体制

- 南区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点では避難生活が送れない要介護度3以上の方々等の受け入れが有効に機能できるよう、体制づくりに努めています。また、横浜市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。
- 地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域行事等の機会ととらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えています。

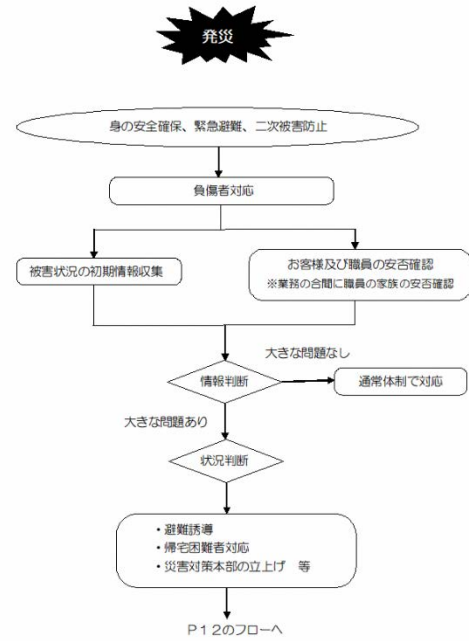
イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

- 地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、事業継続計画（BCP）を整備しています。
- 震度5強以上の地震発生時には、職員全員に安否確認メールを配信し、状況把握を行います。安否確認メールについては、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしています。
- 夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩30分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えています。

3. 災害が発生したら…

(1) 緊急時の対応フロー



(上)「緊急時の対応フロー」
事業継続計画より

- 地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。
- 大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客様や職員の安全を確保します。
- 災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行い、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。
- 防災訓練は合築施設とも行い、火災・震災想定を順次行い災害時に子ども、高齢者共に避難出来るように備えています。
- 風水害時は区役所と連携し土砂災害避難場所として場所を確保すると共に、不測の事態には施設の備品を提供しています。
- ハザードマップを理解して、危険区域を理解するために、災害時図上訓練を行っています。
- 年1回は発電機を発動させ、停電時等の不測の事態に使用できる様に準備しています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

コンプライアンスの徹底

- 地域の様々な事業者等のアセスメントに基づいた、それぞれのサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お客様お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートを行っています。
- お客様の要望やニーズを踏まえた事業所の選定ができるよう、エリア内のサービス事業者の連絡会を定期的に行っています。
- 法人本部にコンプライアンス推進課を設置し、法令の遵守等、業務の公正・透明性を高めています。
- 介護保険利用希望の方々には希望事業所がなければ、公正・中立な立場として、事業所情報提供をする際には、選定振り分けリストを参考に、事業所情報提供を行っています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客様のニーズ・要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

1 要望・苦情への対応

- 法人では「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可

能な限り、その場で解決を図る等、迅速に対応しています。

2 第三者委員会の設置

- 公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し、取り組んでいます。

3 「ご意見箱」の設置

- 地域ケアプラザでは「ご意見箱」を設置し、いつでもどなたからでもご意見などを受付できるようにしています。苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めています。

4 アンケートの実施

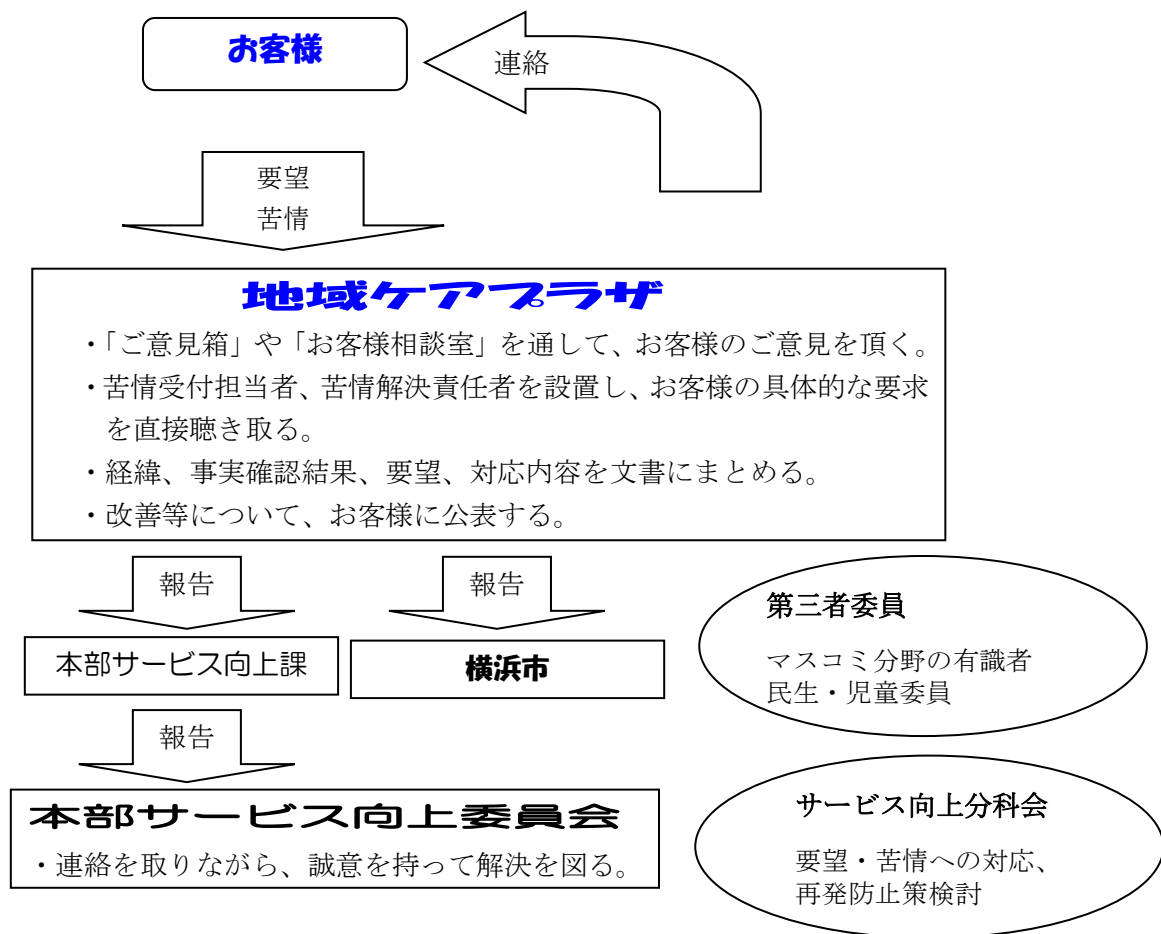
- 事業ごとにお客様アンケートを頂き、改善、発展につなげています。

5 「お客様相談室」の設置

- お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置し、丁寧にお客様の声を受け止め、広く業務改善できるよう努めています。

6 サービスの向上

- 法人本部のサービス向上課担当職員が地域ケアプラザを訪問、モニタリング等により状況把握を行い、サービス向上の推進に努めています。



7 市・区への報告

- 必要に応じて、市や区へ要望や苦情についての報告を行います。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、個人情報の取扱には意識をもって対応するよう具体的な取扱マニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。

1 個人情報保護規程の策定

- 当法人では横浜市が制定する「個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規程」を定め、各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にしています。

2 研修

- 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を南区役所に提出するほか、法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所に設置しているセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施しています。
- 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うように周知、徹底しています。

3 個人情報の取り扱い

- 実際の個人情報の取扱として、契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管することとし、業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理しています。
- 個人情報の漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信などの際には、複数の者が必ずダブルチェックをした後、記録を行い、注意喚起内容をFAX前に張り出し、FAX送信の際は氏名等にマスキングをしています。
- 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載しています。
- すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制を明確にしています。

情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務である

ことは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

1 情報公開規程の策定と実施

- 横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、当法人は「情報公開規程」を定めています。また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めています。

2 情報提供

- 法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等については、法人ホームページにて、いつでも閲覧できるようにしています。また横浜市にも必要書類を提出しており、その内容は横浜市のホームページにも掲載されています。

人権尊重への取組

- 法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。また、全職員を対象にした人権研修を年に1回、外部の講師を招いて実施し、各所属での伝達研修を徹底しています。高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点で人権研修の実施をしています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢（スリム）プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、3R*、省エネルギーに努めています。

ヨコハマ3R夢【スリム】プラン（横浜市が進める環境都市を目指した政策）の推進

- 省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化など良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。
- コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用にも努めています。
- インクリボンの回収を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。
- マイボトル持参等を行い、ゴミの減量、3R*、省エネルギーに努めています。
- 不要な古布を収集しボランティア活動としてウエス切りの活動を支援しています。又、ウエスはデイサービスで使用しています。

* 3R：廃棄物の発生抑制(Reduce)、再資源化(Recycle)、再使用(Reuse)

省エネルギー対策

- 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

目標管理

- 省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

横浜市内中小企業優先発注

- 工事や備品等の発注に関しては、横浜市内中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

環境への配慮

- 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

男女共同参画推進

- 働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。法人内で、平成30年度の育児・介護休業の申請件数は、育児休業が38件、育児時短が18件、介護休業が4件となっています。内、地域ケアプラザでは現在産休2名・育児休業1名となっています。
- 管理職（課長級以上）51名中、28名が女性であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人でもあります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

有益な情報提供の方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をしています。

1 ホームページ

- 各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫しています。
- 施設貸出について空室状況がわかるように情報提供しています。
- 更新については最新情報が掲載出来るように、毎月行っています。

2 広報紙やチラシの活用

- 地域の民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、自治会町内会等のご説明やご案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙（年4回発行）を町内で配布、回覧・掲示板への掲示をしていただくことで、周知を図っています。また、ポケットティッシュにチラシを入れて各サロンや食事会などで配布し地域ケアプラザの利用促進を行っています。
- 地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを配架、掲示しています。
- 貸出施設の利用方法やご案内を行います。

3 イベントを活用した情報提供

- 地域ケアプラザのおまつり等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へ足を運んで頂けるよう、周知や情報提供を行います。

4 「よこはまウォーキングポイントのリーダー設置」

- リーダーを設置したことにより、これまで地域ケアプラザについて知らなかったと言われる地域の方が立ち寄ってくださることとなり、施設の周知にも役立っています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

- 様々な方々に気軽に相談していただけるよう、機会があるごとに広報しています。相談には真摯に向かい合い、迅速、的確に対応していきます。
- 高齢者にはチラシを作成し、障害・子育てについては日頃より連携している機関に情報提供していきます。
- サービス事業者や医療機関、専門機関と連携し、情報共有をしていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

各部門での連携

- 地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センターの職員（主任ケアマネジャー・保健師職・社会福祉士、以下「地域包括支援センター職員」という）、所長の6職種（以下、「6職種」という）は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズを抽出し、根拠に基づく支援を行えるように努めています。また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っています。

関連施設との連携、情報共有

- 自主事業の講師選定などで、他の地域ケアプラザや地区センター、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ、フォーラム南太田など情報交換に努め連携します。
- 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力してチラシ等広報に努めます。
- 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や、交流、職場体験の受け入れ、共催事業などを通して情報を共有し、連携を深めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 自治会町内会や民生委員児童委員、保健活動推進員、友愛活動推進員、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っています。
- 地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員児童委員や老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働しています。
- 災害時の情報伝達ツールである「あんしんカード」「救急医療情報キット」の周知・活用により、消防署や医療機関等とのネットワーク構築や連携を強化していきます。
- 乳幼児の子育て支援、児童養育の支援など、地域の各団体や保育園、小学校、近隣の助産院等と連携し、切れ目のない子育て支援ができるよう、ネットワークを構築します。
- ケアマネジャーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業者同士はもちろんのこと、事業者と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援しています。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員児童委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動していきます。
- 南区福祉保健センターとの協議により、第4期区地域福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、南区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしていきます。
- 土砂災害避難場所の協力事業所となり連携していきます。
- 地区別計画では地域支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域に向けた活動を行っていきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 自主事業の企画検討に当たっては、南区地域福祉保健計画を意識して行い、計画の推進に取り組みます。地域支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めます。
- 地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 地域向けでは居場所づくり、外出のきっかけづくりとして誰でも参加できる「ファミリーコンサート」を年2回、月1回「みんなで体操」を開催します。
- 高齢者向けに外出の場、介護予防の場として再度の開催希望が多い「うた倶楽部」を月1回開催します。
- 子ども向けに外出や交流の場として保育園やボランティア、NPO 法人などに協力いただき「子育て広場 たけのこ」を月4回、乳児期の子どもと母親を対象に「ベビーマッサージとベビョガレッチ」を月1回開催します。
- 障害児向けに余暇支援事業として「バリアフリーテニス」を年3回開催します。
- ボランティアの育成を目的に生活支援を中心とした内容の講座「くらしと趣味の学習館」やボランティア活動のきっかけづくりとして「よこはまシニアボランティアポイント受入施設登録研修会」、ボランティア活動スキルアップのための「ボランティア研修会」を開催し支援を行います。
- 1年に1回、地域の方との交流、ボランティア団体・個人、関連施設との連携づくりを目的として、当地域ケアプラザまつり「ヒルトップフェスタ」を開催します。
- 高齢者、障害児・者、子育て支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を開催し、参加者の方々に、それぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしていきます。
- ボランティアや参加者とともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図ります。
- 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援して

います。今年度は2つのサークルが自主化しました。

- 自主事業を通して捉えた地域の課題は、自治会町内会、地区社会福祉協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関、および地域包括と共有し解決に向けて協働します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行います。

施設の利用率向上の対策

1 施設の積極的紹介

- 各自治会町内会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行います。また、広報紙で利用案内、施設ホームページで空室状況を案内します。
- 高齢者、障害児・者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内します。
- 特に、利用率が低いと予想される夜間の時間帯について活用していただけるよう、広報紙などで施設紹介を行います。

2 イベント開催

- 地域ケアプラザまつり（ヒルトップフェスタ）等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に行います。
- 地域住民、南区社会福祉協議会、関連施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供します。

効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出します。

貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方にご利用いただけるよう工夫をします。

1 施設の管理

- 利用者が快適に活動いただけるよう、設備や備品においても適切に管理します。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア育成についての考え方

- ▶ ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実、活動しやすい環境を整備するなど、今後増加が見込まれる団塊世代の方々が活動しやすいような取組を行います。

ボランティア育成の取組

- ▶ 当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人や障害者への支援も積極的に行っています。「**できる時 できる範囲で 無理せずに**」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持ってくれる人が増加するよう取り組んでいきます。

育成体制

- ▶ ネットワーク形成の一步として、年1回、日頃の活動への感謝を含めたボランティア交流会を開催しています。また、貸室登録団体のボランティア活動を支援するために、自主事業の中でのボランティア活動の場の提供を積極的に行います。
- ▶ 南区ボランティアセンターやボランティアグループと連携・協力して育成・支援に取り組みます。
- ▶ ボランティアグループ「生活応援団ちょぼら」にご協力いただき、ちょぼら活動の紹介と育成目的の「くらしと趣味の学習館」講座を年3回開催します。今後も継続してボランティア活動への支援を行います。
- ▶ ボランティア交流会を実施し、日頃の活動に関する感謝と労いを伝え、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。
- ▶ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いなど、連携を図りながら、活動の奨励を行います。
- ▶ よこはまシニアボランティアポイント事業へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけづくりを支援しています。また、ボランティア講座の中でもいきいきポイント登録研修を実施します。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

情報収集

- ▶ 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所

内会議や6職種会議、区役所との連絡会等で共有します。

- 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努めます。
- 地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集に努めます。

情報提供

- 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して施設の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも宣伝し周知します。
- 地域の方に向けた広報紙を年4回作成し、地域ケアプラザの自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行います。広報紙は地域内に回覧し、同時に主な事業を紹介するポスターを、地域内の掲示板に掲示します。
- 回覧板や掲示板を目にする機会の少ない、若い世代や仕事等で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報が伝えられるよう、ホームページを活用、随時更新していきます。
- 貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で普段は地域ケアプラザを利用しない方も多く来所するため、ポイントリーダー近くに事業のチラシを配架する等、地域の福祉保健に関する情報提供を行います。また、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 6職種で地域に出て、それぞれの職種の視点で得た生の情報を6職種会議で共有し、法人独自の地域アセスメントシートにまとめ分析します。
- 関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

民間企業やNPO法人等の地域貢献活動等は、ここ数年で盛り上がってきた話題であり歴史が浅く、地域に根付いている活動とはまだ言い切れません。太田東部地区のひよっこり茶屋を病院や葬儀場で開催しましたが、担い手と繋がりがあつたため、スムーズに連携することができました。

- 地域の方の抵抗感が大きくなるないように、地域の方に繋がりのある協力していただけそうな

民間企業等を教えていただくことから把握を進めています。

- 上記の「ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について」と同様に、6職種会議にてそれぞれの職種が得た情報を共有し、分析を行います。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

平成 28、29 年度の包括レベルの地域ケア会議において、地域の資源や良いところなどを書き出して”見える化”する「マインドマップ」の作成を行ったことで、地域住民が把握している地域情報を聞き取ることができ、また、参加者に地域課題への問題意識を持ってもらうことができました。

一方で、地域ケアプラザが作成した地域支援計画は運営協議会以外の場では住民と共有する機会を持つことができていないという現状があります。そのための具体的方法として

- 地域ケアプラザ運営協議会等、定例の会議以外に地域住民と情報交換をする機会を意識的に設け、地域ケアプラザの地域支援計画についても住民へ説明し共有をします。
- 既存の活動との関わりを継続していくとともに、これまで関わる機会の少なかった住民や活動団体とも連携して地域づくりに取組むことができるよう、関係性の構築ができるように積極的に働きかけます。
- 情報共有と関係性の構築を通じて、地域の皆様が必要とする取組が行えるように支援します。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

最近立ち上がり、盛り上がっている活動もあれば、初開催から 10 年を超えた高齢者サロンや、7、8 年継続している介護予防の体操教室等が点在しており、立ち上げメンバーが現役で活動されています。当初は 70 代の方が今では 80 代になり会場に来られない方が増え、新しい参加者もなく、先細る一方のような活動もあります。

- 現在行われている活動には、新旧や盛り上がりを問わず、定期的に訪問し、継続・発展のため活動者の困りごと等を聞けるよう、互いに気軽に声かけられる関係性を維持・継続します。
- 地域の活動やサービスの創出は、地域の話し合い（協議体による協議）を経て創出されることが望ましいです。

しかし、個人や民間企業、NPO 法人がボランティア活動を始めています。そのために、独自に活動やサービスが創出されていることがあります。何を視点にして創出するかを考え、地域に向いている場面で、いつでも創出できるようにアンテナを立て、地域と協働して新しい活動の創出や既存の活動の発展ができるよう、積極的に働きかけます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が速やかに対応します。
- 南区役所や地域の関係者（民生委員児童委員など）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めます。
- 地域ケアプラザの特性を活かし、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターと地域包括支援センター職員で連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげます。

当地域ケアプラザの担当地域は、坂や階段が多く交通手段が少なく地域ケアプラザも坂の上という立地のためアクセスが不便です。高齢者が地域ケアプラザへ来所せずとも地域包括支援センターへ相談が出来るようご連絡をいただき自宅等へお伺いします。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、「認知症サポーター養成講座」を開催します。さらに福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、近隣の小学校を対象とした講座の開催を支援します。
- 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が「清水ヶ丘地域ケアプラザ」（地域包括支援センター）であることを地域の方に向けて様々な機会でも周知します。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、様々な専門職者とも連携し専門的・継続的な視点から支援します。
- 区役所・南区内の包括支援センター社会福祉士等で構成される社会福祉士部会を中心に成年後見サポートネットの企画運営や利用促進のための普及啓発、高齢者虐待防止についての普及啓発や支援するにあたってのスキルアップの研修等の企画運営を行う等協力して権利擁護事業を進めます。

- 地域の自治会町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、友愛活動員等、また広く一般の地域住民向けに普及啓発物品（ポケットティッシュ）を作成・配布することで、高齢者虐待についての認識や意識を向上します。虐待防止の視点を持つことで、「気づき⇒通報⇒見守り」の一連の支援についてさらなる連携・相談体制の構築に努めます。
- 介護保険事業者（主にケアマネジャー）などの支援者を対象に、成年後見制度の理解の促進及び制度の適切な活用方法を目的とし講演又は勉強会を開催します。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 区役所や医師等専門家を招いたケアマネサロンを開催し、スキルアップを図り、ケアマネジャーと民生委員児童委員との情報交換会を行い顔の見える関係づくりの支援をすることで、安心して相談ができる体制づくりに努めます。
- ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討し継続的に支援します。
- 区役所と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向け、現任向けの研修を行い、継続的に個別支援、サポートをします。

■在宅医療・介護連携推進事業

- 高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、医療と介護関係者が連携できるような体制づくりに努めます。
- 地域ケアプラザの協力医と「あずまカフェ」を開催し医療知識の向上と在宅医との連携ができるように支援します。
- 在宅療養支援ネットワーク会の事例検討会、定例会議に参加し多職種からの意見をくみ取り、医療と介護が連携してケアマネジメントできるように取り組みます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 相談をもとに地域課題を抽出し、課題への取組が必要とされる場合、タイムリーに地域ケア会議を行います。
- 具体的な課題を抽出し、見守り等の人的資源が必要な場合には協力者が増やせる様な包括的ネットワークを構築します。
- 包括的ネットワーク構築のためには、包括レベルとして単一自治会町内会ごとの地域ケア会議を行います。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

運営方針

- 要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客様が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切に、きめ細やかな対応をしていきます。

1 人員の確保、育成

- 地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、定期的な研修の実施と参加を奨励していきます。

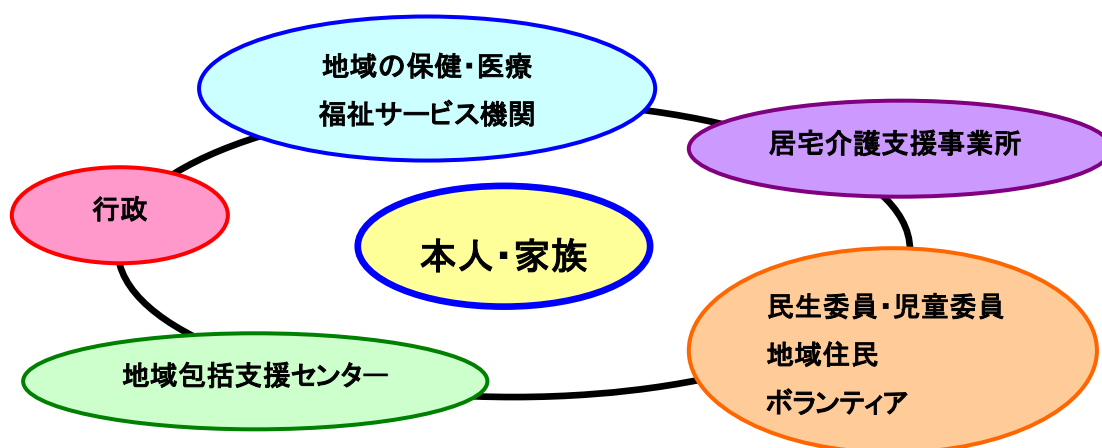
2 コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

- 関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正・中立な立場に立ち介護予防プランを作成します。

3 居宅介護支援事業所との連携強化

- お客様やご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行っていきます。

関係機関との連携図



キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

当地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、地域の介護予防活動への支援および普及啓発活動を行います。

閉じこもり情報把握

- 地域の食事会や交流会、老人クラブ、地域ケアプラザの自主事業等の機会に、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の把握に努めます。
- 民生委員児童委員、老人クラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、潜在する閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の把握に努めます。

普及啓発

- 地域の民生委員児童委員、保健活動推進員、地域ボランティアとの連携により、地域の食事会や老人会へ出向き、虚弱高齢者に関する認識を高めます。
- 介護予防の普及に向け、介護予防教室を開催していきます。

介護予防事業の展開

- 脳トレウォーキング教室等、介護予防に効果のある事業を実施していきます。
- 地域の高齢者が歩いて行ける身近な場所に、主体的・継続的に介護予防に取り組むグループの活動である元気づくりステーション事業の支援を行います。
- 運動機能や認知機能の低下などの健康寿命に影響するサインを見つけることができる「お元気で21健診」をかいご予防サポーターとともに、元気づくりステーション事業や、自治会町内会を含め5か所で開催していきます。

地域活動の支援

- かいご予防サポーターが地域で開催している脳トレウォーキング教室を支援します。
- 「いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を認知症キャラバンメイトと共に展開していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 地域ケアプラザ内で多職種協働により知り得た情報を共有することや、各団体の会議やサロン、地域行事に積極的に参加して、有機的に連携できるためのネットワークづくりを行います。
- 南区ケアマネジャー連絡会「あったかねっと南」の後方支援や共済事業を通じて、区域での事業所とのネットワーク構築に努めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

運営方針

- ▶ 居宅介護支援事業という名称から、業務内容がイメージしにくいいため、「ケアマネステーション」という呼称とし、わかりやすく広報をしていきます。
- ▶ 要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。
- ▶ 地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに切れ目のない個別対応をしています。
- ▶ お客様の相談に随時対応できるよう特定事業所である体制を整備し、24時間相談体制としています。
- ▶ ケアプラザ内にある事業所として、指定介護予防支援事業所より委託依頼がある場合に可能な限り受託していきます。
- ▶ 指定介護予防支援事業所より委託依頼がある場合で、急な支援が必要な方に対して、連携することで、スムーズに介護サービスが導入できる仕組みを構築します。
- ▶ 指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）からの受託後は情報共有を行い、報告を密にして、支援できるようにします。
- ▶ インフォーマルサービスをプランに位置づけるために、地域の最新情報をキャッチして、連携します。

1 在宅生活の支援

- ▶ 要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。
 - ・ 自立支援（身体的自立・精神的自立）
 - ・ 認知症支援
 - ・ 医療連携
 - ・ 自己実現（QOLの向上）
 - ・ 家族支援（レスパイトケア）

2 コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

- ▶ 関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

3 サービスの質及び職員の資質向上

- お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期的に研修を行います。
- 定期的に、法人本部にてケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいます。
- 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っています。
- 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有を行い、ケアマネジャーのスキルアップに努めています。
- 地域ケアプラザ内にある居宅介護支援事業者であることを踏まえ、他事業所との事例検討会を行い、エリアの居宅介護支援事業所と共に質の向上に取り組んでいます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

運営指針

1 わかりやすい事業呼称

- 地域密着型通所介護や認知症対応型通所介護という名称はサービスの内容がイメージしにくいため、当法人では誰にでもわかりやすい「認知デイきよらか」という呼称に統一し、わかりやすく広報をしています。

2 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

- 誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっています。

3 在宅生活の支援

- 住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、在宅生活を継続するためには何をすれば良いかを個別に計画をして、自立に向けた支援を行っています。

4 サービスの質及び職員の資質向上

- サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的にスタッフを対象に研修を行っています。
- ドライバーには安全運転研修を継続実施していきます。
- 生活相談員は経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」を行っています。

サービスメニューについて

1 当法人共通の独自サービスメニュー

- 認知症の方を対象とした日記帳を独自で考案・作成し、個々のお客様の状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客様、またお客様同士のコミュニケーションツールとしても活用しています。
- 毎月のお客様・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望にされる場合は、ご利用時の写真の提供をしています。

2 当地域ケアプラの独自サービスメニュー

季節の行事を取り入れたレクリエーションやプラザ演芸で、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。

- 習字・パズル展示の作品作りが活発で、できた作品はデイルーム内に展示しており、とても好評です。
- 地域にある保育園の園児の訪問もあり、異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も多く、人と人のふれあいの場としての交流も楽しんで頂いています。
- 通信カラオケ、バーチャルレクリエーション（テレビ映像を見ながらゲーム感覚で体を動かす）の導入を行い、心身の健康維持に効果が得られています。
- 法人オリジナル「チューリップ体操」をプログラムに組み入れ、実施しています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出しています。

収支計画

- 地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業と地域包括支援センター事業等、指定管理料を適切に支出しています。

利用者サービスのための経費

- 地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告します。
- 通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行います。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用

- 自主企画事業の開催に当たっては、その事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収しています。徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用しています。
- 通所介護・認知症対応型通所介護事業においては、食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当しています。材料費等をご負担いただくことで、ご本人の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を行っています。

運営費を低額に抑える工夫

組織的な取組

- 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全スタッフへコスト意識を徹底させるとともに、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り低額に抑えています。
- 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などにより、経費節減を図っています。
- 超過勤務の適正管理を徹底することで、人件費の節減を図っています。

事務の効率化

- 地域ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務や役割の分担を図りながら、事務の効率化に努めています。

ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(横浜市が進める環境都市を目指した政策プラン)の推進

- ごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施し、環境への取組に力を入れるとともに、節電、節水をこまめに行い、エネルギーの節約をします。
- マイボトル持参を励行し、ゴミを出さない意識を持ちます。
- コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用を励行します。

省エネルギー対策

- 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。
- 不要な照明の消灯、使用していない事務用機器の電源を落として電力の節約を図っています。
- 合築施設と協働で順次LED化していきます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

地域活動交流事業

- ▶ 多目的ホール、地域ケアルーム、ボランティアコーナー等の施設の利用は延べ8,517人で、ボランティア活動の参加者は団体活動118回、個人活動1,016回でした。これらの件数は平成28年度より継続して増加しています。
- ▶ 様々な事業を企画、継続して運営していく中で計画的に自主化を支援し、その後も継続的にサポートを行いながら、地域の社会資源の創出を地域の皆様と一緒にいきます。
- ▶ 地域ケアプラザの自主事業から発展した自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援します。今年度は2つのサークルが自主化しました。

地域包括支援センター事業

- ▶ 平成30年度は総合相談・訪問が延べ1,583件でしたが、令和元年度は第3四半期までで1,009件と前年度同様と想定しています。
- ▶ 各関係機関と連携し、積極的な周知活動・出張相談等を行いながら、早期の相談、援助につなげていきます。
- ▶ 介護予防教室の脳トレウォーキングや玄米ダンベル体操教室や認知症サポーター養成講座を行い参加者・担い手が共に楽しみながら、介護予防・認知症理解に取り組みました。
- ▶ ケアマネ支援では医療との連携や困ったことへの対応、もしも災害にあった時に困らぬように、エリアのマップを用いて危険個所の再確認を行い、防災意識を高める事業を行いました。

生活支援体制整備事業

- ▶ 協議体での話し合いを繰り返し、太田東部地区社会福祉協議会・オレンジの会と協働で「ひよっこり茶屋」を立ち上げました。
- ▶ 地域包括支援センターと協働し、包括レベル地域ケア会議を行いました。太田地区・太田東部地区の地域の資源や良いところなどを書き出して”見える化”する「マインドマップ」の作成を行ったことで、地域住民が把握している地域情報を聞き取ることができ、また、参加者に地域課題への問題意識を持ってもらうことができました。
- ▶ 地域活動交流と協働して、健康増進や夜間の貸室の利用率向上のため、子どもから高齢者まで無理なく参加できるランニング講座を企画・開催し、自主化までの支援を行いました。
- ▶ 南区の区域の協議体「ちょこっとボランティア交流会」では、グループワークのファシリテーター係や記録係として参画しています。また、清水ヶ丘地域ケアプラザエリアでご活躍されているボランティアグループ「生活応援団ちょぼら」に、交流会内で事例発表や枝の剪定講座の講師を務めていただき、打合せや資料作成など、開催に向けてコーディネートを行いました。

ケアマネステーション清水ケ丘（居宅介護支援事業）

- 平成 30 年度は居宅介護支援のお客様は延べ 1,100 人、介護予防支援のお客様は延べ 48 人です。お客様がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしく、自立した生活が送れるよう、質の高いケアマネジメントを提供しています。

通所介護事業

- 平成 30 年度の通所介護のお客様は延べ 8,219 人、第一号通所事業のお客様は延べ 698 人、合計 8,917 人です。
- 前法人より指定管理が変更になり通所介護サービス提供時間を延長し 7 時間以上 8 月時間未満のサービス提供としました。
- 中重度者ケア体制加算を取得し、重度の方の受け入れを行う職員体制を確保しました。
- 認知症対応型通所介護（平成 29 年 6 月開設日曜 1 日のみ開所）のお客様は述べ 543 人でした。又、個別機能訓練加算を取得し、お客様の自立を支援し、お客様の持てる力の維持、向上を目指したサービスを提供しています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

平成 28 年度から 30 年度までの職員配置に欠員はありません。

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	12,025,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	600,000
事業費(税込)	自主事業等にかかる経費(材料費、講師謝金等)	1,700,000
事務費(税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	1,000,000
管理費(税込)	・光熱水費 ・施設維持管理費(各種保守点検費)	3,792,000
指定額	小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△462,500
施設使用料相当額 ※2	<ol style="list-style-type: none"> 1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費節減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費節減を図ります。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。 	△1,977,500
合 計		17,151,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■
事業費(税込)	生活支援体制整備事業を実施するためにかかる経費	■
事務費(税込)	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	■
合 計		5,802,000

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費）	21,550,000
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費）	1,250,000
事業費（税込）	材料費、講師謝金等、事業にかかる経費	845,000
事務費（税込）	備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等	330,000
管理費（税込）	・光熱水費 ・施設維持管理費（各種保守点検費）	1,008,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費節減の意識づけを徹底します。 2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費節減を図ります。 3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。 4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。 5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。	△2,027,000
合 計		23,712,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費（税込）	介護予防事業にかかる経費	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,151,000	17,151,000	17,151,000	17,151,000	17,151,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営 (c)	23,712,000	23,712,000	23,712,000	23,712,000	23,712,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	46,819,000	46,819,000	46,819,000	46,819,000	46,819,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	12,069,392	12,129,738	12,190,386	12,251,337	12,312,593
		居宅介護支援 事業	20,724,293	20,827,914	20,932,053	21,036,713	21,141,896
		通所系サービ ス事業	100,375,246	101,178,247	102,695,920	104,236,358	105,799,903
	その他収入		300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	収入合計 (A)		180,287,931	181,254,899	182,937,359	184,643,408	186,373,392
内 訳	人件費	131,515,071	132,567,191	134,409,874	136,278,171	138,172,437	
	事業費	11,300,685	11,391,090	11,482,218	11,574,075	11,666,667	
	事務費	19,976,454	20,136,265	20,297,355	20,459,733	20,623,410	
	管理費	14,016,770	14,128,904	14,241,935	14,355,870	14,470,716	
	消費税等	0	0	0	0	0	
	その他	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
支出合計 (B)		176,818,980	178,233,450	180,441,382	182,677,849	184,943,230	
収支 (A - B)		3,468,951	3,021,449	2,495,977	1,965,559	1,430,162	

団体の概要

(令和 2 年 1 月 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはましふくしきーびすきょうかい) 社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒220-0021 横浜市西区桜木町 6 丁目 31 番地 6 階			
設立年月日	平成 9 年 1 月 14 日			
沿革	<p>前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。</p>			
事業内容等	<p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（20 館）や特別養護老人ホーム（3 館）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防認知症対応型通所介護 ⑱介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑲第一号訪問事業 ⑳第一号通所事業 ㉑介護予防支援 ㉒介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉓居宅介護 ㉔重度訪問介護 ㉕移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売</p>			
財務状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	14,007,089,189	13,639,946,889	13,412,692,290
	総支出	13,881,513,750	13,624,858,272	13,413,882,693
	当期収支差額	125,575,439	15,088,617	△1,190,403
	次期繰越収支差額	3,638,575,138	3,545,593,350	3,276,924,691
連絡担当者	[Redacted Name and Contact Information]			
特記事項				